

ゆとりの道路整備事業提出書類

1. 後退用地面積等の検討で適用条件を満たす場合

(1) 事前協議書受付時

- 後退用地事前協議書
- 案内図
- 配置図(道路の中心線、境界線及び後退線、後退距離等を明示。求積図を含む)、計画建築物の建築面積・延床面積がわかる図面(平面図等)
- 敷地断面図(道路の後退部分、現況の道路中心線を記載)
- 土地登記簿謄本
- 前面道路写真
- 境界確定に要する参考資料(公図の写し・地籍測量図、求積図等)

(2) 法務局事前協議により、市による分筆部分の測量で登記できる場合

- 後退用地売渡申請書又は譲与申請書
- 売渡承諾書又は譲与承諾書
- 印鑑証明
- 住民票
- 一部放棄事前承諾書(抵当権等)
- 門等の確約書

(3) 法務局事前協議により、市による分筆部分の測量で登記できない場合

① 建築主が測量分筆を行う場合

- 後退用地売渡申請書又は譲与申請書
- 売渡承諾書又は譲与承諾書
- 印鑑証明
- 住民票
- 一部放棄事前承諾書(抵当権等)
- 門等の確約書

② 建築主が測量分筆を行わない場合

- 後退用地確約書
- ※ 後退用地事前協議書(後退用地の帰属の項目)を、代理者等の訂正印により、「その他(確約書)」に訂正願います。

2. 後退用地面積等の検討で適用条件を満たさない場合

- 後退用地事前協議書
- 案内図
- 配置図(道路の中心線、境界線及び後退線、後退距離等を明示。求積図を含む)、計画建築物の建築面積・延床面積がわかる図面(平面図等)
- 敷地断面図(道路の後退部分、現況の道路中心線を記載)
- 公図の写し
- 土地登記簿謄本
- 後退用地確約書
- 前面道路写真